
平成21年 第1回 3月 (定例) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第4日)

平成21年 3月12日 (木曜日)

議事日程 (第4号)

平成21年 3月12日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第 1 号 議 案 平成20年度中間市一般会計補正予算 (第4号)
- 日程第 2 第 2 号 議 案 平成20年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第3号)
- 日程第 3 第 3 号 議 案 平成20年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 4 第 4 号 議 案 平成20年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第 5 第 5 号 議 案 平成20年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第 6 第 6 号 議 案 平成20年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第 7 第 7 号 議 案 平成20年度中間市病院事業会計補正予算 (第2号)
(日程第1～日程第7 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 第10号議案 中間市児童遊園設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第11号議案 中間市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第10 第12号議案 中間市市営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第11 第15号議案 中間市下水道事業減債基金条例を廃止する条例
- 日程第12 第16号議案 中間市人権教育啓発審議会設置条例
- 日程第13 第17号議案 中間市男女共同参画審議会設置条例
- 日程第14 第18号議案 中間市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例
(日程第8～日程第14 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第15 第19号議案 町の区域の変更について
(日程第15 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第16 第20号議案 平成21年度中間市一般会計予算
- 日程第17 第21号議案 平成21年度中間市特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第18 第22号議案 平成21年度中間市住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第19 第23号議案 平成21年度中間市地域下水道事業特別会計予算
- 日程第20 第24号議案 平成21年度中間市公共下水道事業特別会計予算

- 日程第 2 1 第 2 5 号議案 平成 2 1 年度中間市老人保健特別会計予算
 日程第 2 2 第 2 6 号議案 平成 2 1 年度中間市公共用地先行取得特別会計予算
 日程第 2 3 第 2 7 号議案 平成 2 1 年度中間市介護保険事業特別会計予算
 日程第 2 4 第 2 8 号議案 平成 2 1 年度中間市後期高齢者医療特別会計予算
 日程第 2 5 第 2 9 号議案 平成 2 1 年度中間市水道事業会計予算
 日程第 2 6 第 3 0 号議案 平成 2 1 年度中間市病院事業会計予算
 (日程第 1 6 ～日程第 2 6 質疑・委員会付託)
 日程第 2 7 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (18名)

1 番 中家多恵子君	2 番 佐々木晴一君
3 番 安田 明美君	4 番 植本 種實君
5 番 宮下 寛君	6 番 青木 孝子君
7 番 原田 隆博君	8 番 井上 太一君
9 番 掛田るみ子君	1 0 番 草場 満彦君
1 1 番 中尾 淳子君	1 2 番 古野 嘉久君
1 3 番 上村 武郎君	1 4 番 井上 久雄君
1 6 番 堀田 英雄君	1 7 番 片岡 誠二君
1 8 番 下川 俊秀君	1 9 番 米満 一彦君

欠席議員 (1名)

1 5 番 山本 慎悟君

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	松下 俊男君	副市長 ……………	小南 哲雄君
教育長 ……………	吉田 孝君	総務部長 ……………	柴田 芳夫君
市民部長 ……………	中野 諭君	福祉事務所長 ………	藤井 紀生君
建設産業部長 ………	野上 忠良君	教育部長 ……………	牧野 修二君
上下水道局長 ………	村田 猛君	市立病院事務長 ……	行徳 幸弘君
消防長 ……………	一田 健二君	総務課長 ……………	白尾 啓介君

経営企画課長	……	小島 一行君	財政課長	……………	元嶋 伸二君
市民課長	……………	矢野 良一君	こども育成課長	…	溝口 悟君
介護保険課長	……	山本 信弘君	健康増進課長	……	中尾三千雄君
都市整備課長	……	中嶋伊佐雄君	下水道課長	……………	佐藤 満洋君
営業課長	……………	有川 善博君	教育総務課長	……	中村信一郎君
市立病院課長	……	成光 嘉明君			

事務局出席職員職氏名

局長	植木 建一君	次長	小田 清人君
書記	岡 和訓君	書記	江上真由美君

午前10時00分開議

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 第1号議案

日程第2. 第2号議案

日程第3. 第3号議案

日程第4. 第4号議案

日程第5. 第5号議案

日程第6. 第6号議案

日程第7. 第7号議案

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、第1号議案から日程第7、第7号議案までの平成20年度各会計補正予算7件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀総務委員長。

○総務委員長（下川 俊秀君）

皆さん、おはようございます。ご指名によりまして、ただいま議題となっております第1号議案一般会計補正予算（第4号）のうち、総務委員会に付託されました所管部分につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算の総額は9億7,470万円で、一般会計の総額を171億3,520万円とするものです。本年度最後の補正となりますことから、各事業の確定に伴う予算の調整も行うこととしております。

まず、歳入では、総務費国庫補助金においては定額給付金給付補助金7億5,265万円の増額や諸収入の雑入に676万円の減額補正を行い、その主なものは「市町村振興宝くじ配分金」112万円の増額及び「県産炭地域振興センター活性化基金助成金」に813万円等の減額補正を行っています。

なお、「県産炭地域振興センター活性化基金助成金」につきましては、経費節減を図るため「通谷公園トイレ」の建設規模の見直しによる事業費の縮小などによるものです。

市債におきましては、退職手当債を含む総務費に1,300万円を減額しております。その他、事業費の確定に伴う減額と調整した結果、全体では3,990万円を計上いたしております。

次に、歳出では、総務費において定額給付金事業といたしまして、本年2月1日を基準

として住民基本台帳に記載されている人、及び外国人登録原簿に登録されている人4万6,500人を対象に、18歳以下及び65歳以上の方には2万円を、それ以外の方には1万2,000円を支給するものでございます。

この経費の内訳といたしまして、定額給付金7億2,083万円を含む総額7億5,265万円を計上いたしております。

その内容につきましては、3月16日（月）より全戸に簡易書留により申請書を郵送し、その申請書に基づき定額給付金を4月20日（月）より原則銀行等口座振込で支払い、口座のない申請者につきましては現金での支払いを行います。

なお、定額給付金に対する事務費といたしましては、3,182万円が交付され、事業費、事務費とも全額国庫補助金で対応されております。

以上が、当委員会に付託されました概要であります。最後に採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、掛田るみ子市民文教委員長。

○市民文教委員長（掛田るみ子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第1号議案一般会計補正予算（第4号）のうち、市民文教委員会に付託されました所管部分につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、教育部所管の教育費では、歳入の主なものは教育費国庫補助金のうち中学校費補助金1億1,900万円が安心安全なまちづくり交付金として増額されております。

歳出の主なものは、教育費のうち、中学校耐震に要する経費として2億4,320万円が計上されております。これは、中間東中学校の校舎及び屋内運動場の耐震化に要する経費です。

次に、市民部所管の歳入につきましては、固定資産税及び都市計画税920万円、軽自動車税300万円を増額し、個人市民税1,900万円、市たばこ税1,500万円をそれぞれ減額いたしております。

歳出の主なものは、人権対策推進に要する経費及び人権のまちづくりセンター運営に要する経費として180万円、若年者技能習得に要する経費110万円をそれぞれ減額いたしております。

内容につきましては、今年度、同和対策審議会が開催されなかったこと、また若年者専修学校等技能習得資金貸付の希望者がなかったことによるものでございます。

以上が、当委員会に付託されました議案の内容でございます。

最後に採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきであると決した次第でございます。

よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、井上久雄保健福祉委員長。

○保健福祉委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第1号議案のうち、保健福祉委員会に付託されました所管部分並びに第2号議案、第5号議案、第6号議案、第7号議案につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告いたします。

まず、第1号議案一般会計補正予算について申し上げます。

歳出の主なものは、民生費の児童福祉費では子育て応援特別交付金2,880万円、さくら保育園のバス購入費560万円が計上されております。

また、生活保護費では、扶助費において医療扶助費の減少により1億490万円が減額されています。

特別会計への繰出金では、介護保険事業に3,310万円、後期高齢者医療に1,360万円が増額され、国民健康保険事業には2,430万円が減額されております。

また、後期高齢者医療療養給付費負担金として2,940万円が計上されております。

次に、第2号議案特別会計国民健康保険事業補正予算について申し上げます。

歳出の主なものは、医療制度の改定に伴うシステム開発委託料350万円が増額されています。また、平成19年度の療養給付費負担金の精算に伴う返還金として3,830万円が増額されています。

歳入では、国民健康保険税490万円、一般会計からの繰入金2,430万円が減額され、歳入欠かん補填収入7,010万円が増額されています。

次に、第5号議案介護保険事業特別会計補正予算について申し上げます。

保険事業勘定の歳出の主なものは、介護保険認定システム及び第4期介護保険料改正に伴うシステム改修委託料330万円が計上されています。

保険給付費では、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費及び特定入所者介護サービス費に不足が生じたことから2億3,300万円が増額されています。

また、基金積立金では、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金2,940万円が計上されています。

歳入では、国県支出金7,450万円、支払基金交付金5,560万円、一般会計からの繰入金3,310万円、繰越金2,760万円が増額され、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金として2,940万円が計上されております。

次に、第6号議案後期高齢者医療特別会計補正予算について申し上げます。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金600万円が減額されています。

歳入では、後期高齢者医療保険料1,970万円が減額され、保険基盤安定繰入金

1,360万円が増額されております。

次に、第7号議案病院事業会計補正予算について申し上げます。

収益的収支の支出では、病院事業費用の医業費用で9,000万円が減額されています。収入では、病院事業収益の入院収益において整形外科の入院患者数の減少などにより9,000万円が減額されております。

資本的収支の支出では、固定資産購入費に1,100万円が増額され、収入では固定資産整備企業債に1,100万円が増額されております。これは、耐用年数を経過した人工呼吸器及び透析機器等の購入に伴うものです。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第1号議案は賛成多数で、第2号議案、第5号議案、第6号議案、第7号議案は全員の賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、片岡誠二建設上下水道委員長。

○建設上下水道委員長（片岡 誠二君）

おはようございます。ご指名によりまして、ただいま議題となっております第1号議案、第3号議案及び第4号議案の補正予算3件につきまして、建設上下水道委員会に付託されました所管部分につきまして審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

まず、第1号議案平成20年度中間市一般会計補正予算（第4号）につきまして申し上げます。

今回の補正の主なものを申し上げますと、歳入では国庫補助金及び県補助金等の確定に伴う調整が行われており、国庫補助金では地域活性化・生活対策臨時交付金9,461万円、県補助金では、ふるさと雇用再生特別交付金900万円、緊急地域雇用創出特別交付金2,050万円等が計上されております。

歳出の主なものとして、労働費では国のふるさと雇用再生特別交付金事業に基づき、「地域ブランドなかま銘菓創作事業」として900万円、緊急地域雇用創出特別交付金事業に基づく「垣生公園景観整備委託料」1,350万円、「外扇通谷線法面景観整備委託料」500万円が計上されております。

土木費では、国の地域活性化・生活対策臨時交付金を財源とした「御館通谷線桜台法面崩壊防止工事」9,123万円の増額、県事業の仮家大膳橋線街路事業確定により負担金1,875万円の減額、都市公園整備工事1,550万円の減額、塘ノ内砂山線ほか2路線道路改築工事に伴い電柱の移転費を九州電力がすることになったことによる補償費754万円の減額等が計上されております。

次に、一般会計補正予算のうち、下水道課が所管しています合併処理浄化槽についてご報告申し上げます。

歳入では、合併処理浄化槽設置申請件数の増加に伴い、衛生費国庫補助金 73 万円、県補助金 73 万円をそれぞれ増額計上いたしております。

歳出では、衛生費として合併処理浄化槽設置補助金 220 万円が計上されております。

次に、第 3 号議案平成 20 年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして申し上げます。

歳入では、下水道使用水量の減少に伴い下水道使用料 300 万円を減額、前年度繰越金 360 万円を増額しております。

歳出では、積立金であります施設改良基金費を 60 万円増額しております。

以上の補正により、歳入歳出それぞれ 60 万円を増額し、予算の総額を 9,578 万円とするものであります。

次に、第 4 号議案平成 20 年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして申し上げます。

歳入では、水洗化人口の増加に伴い、公共下水道使用料 700 万円の増額を計上いたしております。

歳出では、公共下水道供用開始区域の拡大に伴う水洗化人口の増加により、流域下水道処理負担金を 1,400 万円増額し、下水道維持管理負担金 500 万円、流域下水道建設事業負担金 200 万円をそれぞれ減額しています。

以上の補正により、歳入歳出それぞれ 700 万円増額し、予算の総額を 20 億 6,422 万円とするものであります。

以上、3 議案につきまして審査の後、採決いたしましたところ、第 1 号議案平成 20 年度中間市一般会計補正予算（第 4 号）は賛成多数で、第 3 号議案平成 20 年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）及び第 4 号議案平成 20 年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

何とぞ、ご審議の上ご賛同賜りますようお願いいたしまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。佐々木晴一君。

○議員（2 番 佐々木晴一君）

第1号議案平成20年度中間市一般会計補正予算に対する反対討論をさせていただきます。

人権のまちづくりセンターにおける減額補正は、今回のみならず、たびたび出されておりますが、そもそも平成18年度で終息しているはずの同和行政であるにもかかわらず、いまだに隣保館に3人の市の職員を張りつかせ、存続させているからであると思うわけであります。隣保館を早急に廃止し、その機能を人権のまちづくりセンターに移せば、稼働率も上がり、毎回減額補正をすることもないと思われしますので、改善を強く求めるものであります。

次に、塘ノ内砂山線ほか2路線道路改築工事に伴う減額補正ですが、19年度、20年度あわせて工事費だけで4億5,000万円弱の事業でしたが、総工費の6割を単費で賄わなければならない上に、県の事業である蓮花寺ぼた山縦貫道路の予算がついたとも聞きませんし、JR福北ゆたか線を跨ぐ高架がかかる目途がついたとも聞きません。

さらには、用地買収も完了できていないのではないのでしょうか。

塘ノ内砂山線は、中間市行財政集中改革プランの進行中の今は控えておくべきだと、かねてから私は申し上げておりましたけども、たとえ減額補正であったとしても今回の補正を認めるわけにはいきません。

以上、2点のことから第1号議案平成20年度中間市一般会計補正予算には反対いたします。

以上です。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論——宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

平成20年度中間市一般会計補正予算（第4号）について、日本共産党議員団を代表して討論を行います。

国の第2次補正予算の中で、地方への対応で地域活性化・生活対策臨時交付金が6,000億円規模、雇用対策として4,000億円が準備をされました。年度末にこれだけの規模での補正対応は、近年例がないと言われております。

中間市では、地域活性化・生活対策臨時交付金9,461万円を初めとして、ふるさと雇用再生特別交付金、緊急雇用創出事業交付金など総額1億3,500万円の交付金、さらに定額給付金として7億5,265万円の補助金が補正をされています。

このことは、小泉改革が社会保障費や医療費の切り捨て、地方交付税の大幅削減など国民と地方自治体に耐え難い痛みをもたらし、2007年度参議院選挙で国民的批判が劇的に示されたにもかかわらず、その後も小泉改革の方向をかえることができず、国民犠牲の政治を続けてきた自民・公明政権に対し、国民世論に現れているように、一挙に政権から転落の危機に直面する中で一定の手直しをせざるを得なくなったものであります。

それだけに、この交付金は市民の暮らしを応援するものに使われなくてはならないものです。

このような視点から見ると、これまで大幅に削ってきた高齢者や障害者福祉などへの予算編成がなされていないことは大きな問題となるところです。例えば桜台の法面崩壊防止工事に地域活性化・生活対策臨時交付金の全額9,400万円を予算化しています。この工事が緊急の事業であることは認めるものの、その半額でも起債を起し、その分を福祉に回すことが考えられないのか、提案するところです。

次に、就学援助についてです。

小泉政権の三位一体改革では、2005年以降、就学援助の国庫補助を廃止し、一般財源化されました。企業の倒産やリストラなど経済状況が悪化する中、貧困が拡大し、年収200万円以下の世帯や生活保護世帯が増えているにもかかわらず、就学援助の受給者と就学援助費の伸びは鈍っています。2005年度では、105の市町村教育委員会で認定基準の引き下げや支給額の引き下げが行われていることが明らかになりました。

本市において、経済的な理由で就学困難になる子どもを生み出さないために就学援助が抑制されることのないよう求めるものです。

次に、定額給付金に対して一言申し上げます。

所得税配偶者特別控除廃止、住民税配偶者特別控除廃止、さらには定率減税廃止、また後期高齢者医療制度の創設等々の相次ぐ増税や社会保障負担増によって、2002年度から7年間の累計で見れば50兆円近い負担増となっています。

こんな負担増をかぶせておいて、わずか2兆円の1回だけ配付したとしても、景気回復に何らの効果も期待できないことは明らかです。しかも、将来は消費税の大増税で、定額給付金としてばら撒いた分の何倍もの税金を取り戻そうというのが現政権のねらいです。

「ばら撒きは一瞬、増税が一生」が本質のこの定額給付金であることを述べて、態度保留といたします。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第1号議案から第7号議案までの補正予算7件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第1号議案平成20年度中間市一般会計補正予算（第4号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第１号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第２号議案平成２０年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第３号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第２号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第３号議案平成２０年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第３号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第４号議案平成２０年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第４号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第５号議案平成２０年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第５号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第６号議案平成２０年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を採

決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第7号議案平成20年度中間市病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第7号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第 8. 第10号議案

日程第 9. 第11号議案

日程第10. 第12号議案

日程第11. 第15号議案

日程第12. 第16号議案

日程第13. 第17号議案

日程第14. 第18号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第8、第10号議案から日程第14、第18号議案までの条例7件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、井上久雄保健福祉委員長。

○保健福祉委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第10号議案、第11号議案及び第18号議案の条例3件について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第10号議案中間市児童遊園設置条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、地元町内会から利用者が少なく維持管理が困難であることから廃止の要望がありました土手ノ内1区第1児童遊園、土手ノ内1区第3児童遊園及び小田ヶ浦

第3児童遊園の3カ所の児童遊園を廃止することによるものです。

次に、第11号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、3年に1度の介護保険事業計画の見直しについて、昨年6月に本市の附属機関である中間市高齢者総合保健福祉計画作成検討委員会に諮問し、同委員会からの答申を受けて保険料の改正を行うものです。

保険料の基準額については、現行の月額3,870円から改正後は月額4,043円となっております。

また、保険料段階は、現行の6段階制から7段階制へと細分化が行われております。これは、税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置が本年度で終了することから、保険料基準となる第4段階に特例を設け、公的年金収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の被保険者の保険料を軽減し、軽減した保険料の不足分については新たに7段階を設けることにより、第1号被保険者全体で賄うこととしたものです。

次に、第18号議案中間市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について申し上げます。

本条例は、平成21年度の介護報酬改定による保険料の急激な上昇を抑制するために、介護報酬改定による保険料上昇分の2分の1が国から交付金として各保険者に交付されることから、この交付金を基金として積み立て、平成21年度から23年度中に取り崩しを行い、第1号被保険者の保険料に充当させることで保険料の軽減を図るために設置するものとなっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第10号議案及び第18号議案は全員賛成で、第11号議案は賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、片岡誠二建設上下水道委員長。

○建設上下水道委員長（片岡 誠二君）

ご指名によりまして、建設上下水道委員会に付託されました第12号議案及び第15号議案につきまして審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

まず、第12号議案中間市市営住宅条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、公営住宅法施行令の一部を改正する政令が平成21年4月1日から施行されることに伴い、入居収入基準及び家賃制度の改正を行うものであります。

現在の公営住宅の入居収入基準は、平成8年に全国の世帯の収入の低い順に25%までを低所得者層と定め政令月収額20万円以下と設定されておりますが、10年以上経過しており、また経済情勢の変化に伴い、今回25%に相当する政令月収額を15万8,000円に改定するもので、入居収入基準の引き下げを行い、また家賃の急激な負担増を避けるた

め施行後５年間で新家賃に段階的に近づける傾斜家賃の特例を設けるものであります。

次に、第１５号議案中間市下水道事業減債基金条例を廃止する条例につきまして申し上げます。

この条例は、福岡県に対する蓮花寺中継ポンプ場の移管に伴う地方債の繰上償還の財源として基金を積み立てる目的で制定されたものですが、平成２０年９月に繰上償還が完了し、平成２１年３月３１日に中間市下水道事業減債基金、金額にして４，６４０万円を全額取り崩し平成２０年度予算に充当いたしましたことから、本条例の廃止を行うものであります。

以上、２議案につきまして審査の後、採決いたしましたところ、第１２号議案中間市市営住宅条例の一部を改正する条例は賛成多数で、第１５号議案中間市下水道事業減債基金条例を廃止する条例は全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、掛田るみ子市民文教委員長。

○市民文教委員長（掛田るみ子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第１６号議案及び第１７号議案２件について市民文教委員会で審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第１６号議案中間市人権教育啓発審議会設置条例について申し上げます。

平成１２年に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、中間市におきましても、「生まれながらにして平等な社会」の実現に向け、差別を許さず、基本的人権を尊重する地域社会を形成し、人権施策の推進、基本的人権侵害の防止など総合的な対策を図ってまいりました。

しかし、依然として社会生活のさまざまな局面において、同和問題を初め外国人や障害をお持ちの方に対する偏見や差別が存在しております。

本条例は、このような人権問題に関する人権教育啓発の指針となる「中間市人権教育啓発基本計画」を制定することを目的とした審議会を設置するものです。

なお、中間市同和対策審議会条例につきましては、その内容が本条例に含まれますことから廃止することにいたしておりますとの説明がありました。

次に、第１７号議案中間市男女共同参画審議会設置条例について申し上げます。

我が国における男女共同参画の実現に向けて、国は平成１１年６月に「男女共同参画基本法」を制定し、翌年１２月に「男女共同参画基本計画」を策定しました。また、福岡県は平成１３年１１月に「福岡県男女共同参画推進条例」を制定し、中間市におきましても平成１６年３月に「中間市男女共同参画プラン」を策定し、今年で５年が経過いたします。

このたび提案されております「中間市男女共同参画審議会設置条例」は、中間市における男女共同参画推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するために制定するものであります。

審議会におきましては、プランの見直しを行い、社会情勢などの変化にも対応していくために学識経験者・市内各種団体はもとより、一般市民の方の参加を呼びかけ、幅広い意見を求めていくという説明がありました。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第16号議案につきましては賛成多数で、第17号議案については全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第でございます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。佐々木晴一君。

○議員（2番 佐々木晴一君）

第16号議案中間市人権教育啓発審議会設置条例の反対討論をさせていただきます。

人権教育は、大人向けの社会教育、子ども向けの学校教育に、等しく人種や生まれ等に対するさまざまな差別や格差社会に向けて博愛の思想と平等かつ基本的人権を守る生き方を市民に本来教えていくべきものであります。

決して偏った団体の思想や接遇を支援するものであってはなりません。この人権教育啓発審議会は、特に大人の社会教育向けのものと聞きます。その対象に学校教育が欠如しているなら、中間市にはこれは向かないものかと私は思います。

なぜなら、中間市の場合、学校で人権教育の経費として上げていながら、実際には隣保館主催で同和子ども会のキャンプや研修、地元公民館等での子ども向けの研修実施など、実際の現場では学校外で子ども向けの人権教育が行われております。既に、社会教育と学校教育の垣根がない状態であります。

以上のことから、この中間市人権教育啓発審議会のあり様をいま一度練り直すべきだと私は強く要望し、第16号議案には反対いたします。

以上です。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

第11号議案と第16号議案につきまして、日本共産党市議団を代表いたしまして討論い

たします。

まず初めに、第11号議案ですが、中間市介護保険条例の一部を改正する条例について、日本共産党市議団を代表いたしまして反対討論いたします。

介護保険制度は、今年4月に2000年の制度開始から10年目を迎えます。高い保険料や利用料を負担できず、介護保険を利用できない低所得者も少なくありません。

介護保険制度は、高齢者の増大によって利用が増えたり労働条件を改善すると、低所得者まで含めて保険料や利用料が連動して値上げされるという矛盾を抱えています。

こうした中、保険料は3年ごとに引き上げられてまいりました。今年4月の見直しでは、保険料区分の第4段階に軽減措置を導入し、細分化して激変緩和措置をしたことについては評価するものです。

しかし、保険料は北九州市や直方市などほかの自治体では引き下げや据え置きをしておりますが、中間市は基準額で年額4万6,440円、月額3,870円から年額4万8,528円、月額4,043円に値上げされます。高齢者は増税と物価高で苦しい生活を強いられており、保険料の引き上げはやめるべきです。

次に、第16号議案について反対討論をいたします。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が2000年12月制定され、その施策の推進を図ることを目的に、中間市人権教育啓発審議会を設置するというものです。

この法律は、国家権力による人権侵害や企業による人権侵害などさまざまな人権侵害に正面から取り組むのではなく、「差別」のみに焦点を当てて矮小化し、「国民の意識差別の問題」として、国と地方自治体の責務として教育啓発を定めております。このことは、「人権尊重」と称して国民の内心に踏みかねません。まさに憲法で保障されました思想・良心の自由、表現の自由などを侵害する恐れがあると言わなければなりません。

本来の人権教育とは、憲法や教育基本法、児童憲章に基づいて行うべきであり、中間市人権教育啓発審議会設置条例に反対をいたします。

以上です。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

第12号議案中間市市営住宅条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

入居基準の見直しで、これまで収入「20万円以下」を「15万8,000円以下」へと厳しくし、また今年度より平成24年度にかけて家賃の値上げを図るものであります。

アメリカ発の金融危機が世界各国に経済危機をもたらし、その中でも日本の経済不況は各国よりも群を抜いて深刻なものとなっています。

派遣労働者や請負労働者の首切りはすさまじく、大きな社会不安をもたらしています。そうした中であって、低所得の人々に過酷な負担増を強いることは到底認められるもので

はありません。

こうした負担を、法改定ということで地方自治体にその執行を強いること、この国のあり方に厳しく抗議をすると同時に、市当局も国に対して抗議することを求めて討論を終わります。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第１０号議案から第１８号議案までの条例７件を、順次採決いたします。

議題のうち、まず第１０号議案中間市児童遊園設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第１０号議案は委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第１１号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第１１号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第１２号議案中間市市営住宅条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第１２号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第１５号議案中間市下水道事業減債基金条例を廃止する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第１５号議案は委員長の報告のとおり可決することに

決しました。

次に、第１６号議案中間市人権教育啓発審議会設置条例を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第１６号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第１７号議案中間市男女共同参画審議会設置条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第１７号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第１８号議案中間市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第１８号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第１５．第１９号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第１５、第１９号議案町の区域の変更についてを議題とし、市民文教委員長の報告を求めます。掛田るみ子市民文教委員長。

○市民文教委員長（掛田るみ子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第１９号議案町の区域の変更について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回、議決を得るために提案されております区域は、朝霧４丁目の一部を深坂２丁目の一部とするものでございます。

当該区域は、第３次住居表示事業において町の区域を定めておりました。このたび、市道外扇通谷線にあわせて変更するものでございます。

最後に採決をいたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第でございます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより、第19号議案町の区域の変更についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第19号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第16. 第20号議案

日程第17. 第21号議案

日程第18. 第22号議案

日程第19. 第23号議案

日程第20. 第24号議案

日程第21. 第25号議案

日程第22. 第26号議案

日程第23. 第27号議案

日程第24. 第28号議案

日程第25. 第29号議案

日程第26. 第30号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第16、第20号議案から日程第26、第30号議案までの平成21年度各会計予算11件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

一般会計予算について、４点ばかりお尋ねさせていただきます。

まず初めに、３０ページにあります市有地の売払収入７，２０９万円、これは何平米を対象にされているのかですね。また何カ所あられるのか。平米単価としては幾らで売却される予定でこの予算を組まれたのか、お尋ねいたします。

２点目は、２３ページの住宅使用料７，１００万円、公営住宅の使用料７，１００万円とありますが、これは収入見込みを１００％にして計算されたものか、滞納もたくさんあるようですので、それぞれの公営住宅の建っている箇所、あわせて何％でもってこの７，１００万円になったのか。

それからもう１点の中では、市有土地の建物貸付料がありますが、これが６５０万円組まれております。これは土地や建物の貸付料かと思いますが、これもまた１００％の収入見込みなのか、それとも、貸し付けの中で土地の賃貸料を払われてない方等もしおられるようでしたら１００％ではないと思いますが、その辺を説明していただきたいと思います。

それから最後に、昨年６月議会で私もとり上げましたが、職員のコンプライアンス、法令遵守の向上の関係の中で、これまで必要があれば設置するという職員倫理審査会ですが、常設するよという見解を出されておりますが、そのことについてこの新年度で目指すということです、新年度予算に反映されているのかどうか、この４点をお尋ねいたします。

○議長（井上 太一君）

まず最初、どなたから——野上建設産業部長。もう少し早く手を挙げてくださいよ。

○建設産業部長（野上 忠良君）

はい。まず財産売払収入のご質問についてお答えいたします。

土地売払収入７，２００万円の内訳といたしまして、８物件、３，３２０平方メートルの土地を売るように計画しております。

それと、２番目のご質問の公営住宅の使用料でございますが、この７，１００万円は、全戸５９５戸の家賃収入でございます。

それで、未収入の件のお尋ねですが、１９年度時点で収入額、収入率が９７％でございます。未収が３％ということでございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

ほかに——中家多恵子さん。

○議員（１番 中家多恵子君）

貸付料のことが。

○議長（井上 太一君）

野上建設産業部長。

○建設産業部長（野上 忠良君）

次のご質問の土地貸付料の件でございますが、これは市有地貸し付け１１１件分の土地の貸付料でございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（１番 中家多恵子君）

この軒数がここでわかりましたけれども、予算といたしましてやはりこれは建築、そちらの関係だけでなく建設産業部だけの関係でなく、全体的に予算については説明をしていただきたい。建設だけに言っているわけではございません。

それとあわせて今私がお尋ねしましたのは、部長の方から住宅使用料３％未収があるということでしたが、この住宅使用料７，１００万円、それからまた土地建物の貸付料６５０万円につきましても、これは全額の予算で入れているものか、今おっしゃいました３％の未収があるということは、９７％の住宅使用料で入れているのか、そこが知りたいわけですね。

そうすると予算が全部狂ってくると思いますので、土地の建物貸付料も全額でしたら６５０万円だけど、収入としてはこれだけというような形で予算を組まれるんじゃないかと思いますが、全額で組まれておるんですか。

○議長（井上 太一君）

中嶋都市整備課長。

○都市整備課長（中嶋伊佐雄君）

お答えいたします。

予算のときは、９５％で計上しております。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（１番 中家多恵子君）

市有地売払収入８カ所、３，３２０平米というふうにお答えいただきましたが、この平均単価はこれで割ればよろしいわけですか。

○議長（井上 太一君）

野上建設産業部長。

○建設産業部長（野上 忠良君）

なかなか、高いところと安いところございますので、まず平均ということはちょっと偏るかと思います。私の今手元にあります資料では、最高で今坪当たり１０万円ということになっております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

最高が出ましたら、最低の土地のところでは坪当たり何万円ぐらいで計算されているのでしょうか、その8カ所の中で。

○議長（井上 太一君）

野上建設産業部長。

○建設産業部長（野上 忠良君）

私、先ほど8件と申しまして、8件すべて、ここ手元に資料は持っておりません。

ただ、今最高だけはわかりましたけど、最低の方はちょっと資料がありません。失礼します。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

後ほどお願いします。

○議長（井上 太一君）

柴田総務部長。

○総務部長（柴田 芳夫君）

職員倫理審査会につきましては、常設というふうには考えておりません。

必要に応じて委員会を設置するということでもありますので、新年度において特別、予算措置をしているということはありません。

以上です。

○議長（井上 太一君）

いいですか。はい、中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

ということは、毎日新聞の報道が間違っているということですね。

○議長（井上 太一君）

柴田総務部長。

○総務部長（柴田 芳夫君）

済みません。毎日新聞の報道を見ておりませんので、どういう報道がなされたのかがちょっとつかんでおりませんけれども、これは必要に応じて委員会を設置するようにしておりますので、前もって予算措置をして委員会の設置に備えるということはいたしております。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（１番 中家多恵子君）

そしたら、ここで毎日新聞の報道の一部だけを紹介させていただきたいと思います。

これは6月議会のことで、毎日新聞が書かれていますのは、見出しで「中間市の職員倫理審査会、新年度常設を目指す」ということで、これまでの「必要があれば設置する」との見解を改め、常設することを決めた、と。そして、最後の部分では11日の一般質問では中家多恵子市議が「事が起きてからの設置では遅いのではないか」と指摘、松下市長が見直しを明らかにしたということで、これは毎日の記者が後ほど担当か市長なりに見解を求めた報道ではないかと思います。

ここでは、これだけにとどめておきますが、やはり常設は絶対必要ではないかと私は思います。

○議長（井上 太一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております平成21年度各会計予算11件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第27. 会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより日程第27、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において、青木孝子さん及び井上久雄君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前11時00分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 青 木 孝 子

議 員 井 上 久 雄